議案第69号

勝山市行政組織条例の一部改正について

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

市長の権限に属する公務能率の確保を図るため、組織機構を改編したいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例

勝山市行政組織条例(令和2年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 未来創造課	(1) 未来創造課
ア 秘書に関すること。	ア 秘書に関すること。
<u>イ</u> <u>広報及び広聴に関すること。</u>	(削る)
ウ 市長の特命に関すること。	1 市長の特命に関すること。
工 重要施策の企画及び調整に関すること。	ウ 重要施策の企画及び調整に関すること。
査 総合計画に関すること。	工 総合計画に関すること。
力 人権及び男女共同参画に関すること。	査 人権及び男女共同参画に関すること。
(2) 総務課	(2) 総務課
ア 市議会の招集及び議案に関すること。	ア 市議会の招集及び議案に関すること。

イ 文書及び法令に関すること。	令に関すること。
-----------------	----------

ウ 職員の人事及び厚生に関すること。

(新設)

工 情報及び統計に関すること。

オ その他行政一般に関すること。

 $(3) \sim (14)$ (略)

イ 文書及び法令に関すること。

ウ 職員の人事及び厚生に関すること。

工 広報及び広聴に関すること。

オ 情報及び統計に関すること。

力 その他行政一般に関すること。

 $(3) \sim (14)$ (略)

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。